

建設省告示第 号

昭和四十四年建設省告示第二千九百九十九号（耐火構造の指定の方法）、平成二年建設省告示第千二百二十五号（建築基準法施行令の規定に基づき甲種防火戸及び乙種防火戸と同等以上の防火性能を有するもの）及び平成五年建設省告示第千四百五十四号（準耐火構造の指定の方法）は、平成十二年五月三十一日限りで廃止する。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉